

羽村市社会福祉法人指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の規定に基づき羽村市（以下「市」という。）が実施する社会福祉法人（以下「法人」という。）の指導監査について、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「国要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱で使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、国要綱において使用する用語の例によるものとする。

2 この要綱において、実地検査とは、一般監査又は特別監査において、法人の主たる事務所又は当該法人が経営する施設・事業所（以下「事務所等」という。）に立ち入り、その業務又は財産の状況について、帳簿、書類等により検査を行うことをいう。

(実施方針)

第3条 羽村市長（以下「市長」という。）は、指導監査を重点的かつ効果的に行うため、社会福祉行政の動向を踏まえ、指導監査の重点項目を掲げる社会福祉法人指導監査実施方針（以下「実施方針」という。）を、指導監査開始時まで別に定めるものとする。

(実施計画)

第4条 一般監査は、次項に規定する実施計画により実施するものとし、特別監査は、必要に応じて実施するものとする。

2 一般監査の対象法人、実施時期及び班編成等を含む実施計画は、一般監査を開始する時まで別に策定するものとする。

3 市長は、法人又は法人が経営する社会福祉事業等の運営等に問題が発生した場合、又は通報若しくは現況報告書の確認の結果等により、そのおそれがあると認められる場合は、前項の実施計画にかかわらず指導監査を実施するものとする。

(調査書等の提出)

第5条 市長は、法人に対し、第3条で定める実施方針を踏まえ、指導監査に必要な監査項目を掲げた社会福祉法人調査書（以下「調査書」という。）を送付し、毎年度市が指定する期限までに、当該調査書及び関係資料の提出を求めるものとする。

（指導監査に係る基準等）

第6条 指導監査の確認事項や着眼点、指摘基準は、国要綱別紙「指導監査ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）によるものとする。

（一般監査の実施）

第7条 市長は、一般監査を実施する場合は、法人代表者に対して、あらかじめ次の各号に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- （1） 一般監査の根拠規定
- （2） 一般監査の日時
- （3） 一般監査を担当する職員（以下「検査員」という。）の氏名
- （4） 準備すべき書類等

2 前項の規定にかかわらず、法人の運営等に問題が発生した場合、又は通報若しくは現況報告書の確認の結果等で問題が発生するおそれがあると認められる場合には、一般監査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができるものとする。

3 一般監査は、監査の対象となる法人の事務所等実地において、関係者からの事前提出書類や事務所等で保管している関係書類を基に説明を求め面談方式で行うことを基本とする。

4 一般監査における実地検査は、原則として1日で実施する。

5 検査体制は、原則として係長に相当する職（以下「係長職」という。）以上の者を班長とし、班長を含む検査員2人以上で検査班を編成するものとする。

6 検査員は、ガイドラインに基づき、調査書等を基に、分担して検査を実施するものとする。この場合において、検査員は相互に緊密な連携を保つものとし、班長が相互の関係を調整するものとする。

7 検査員は、実地検査において法人と指導の内容に関する認識を共有するために、検査員相互で調整を行った上で、実地検査における指導事項を記載した書面（以下「実地検査指導事項票」という。）を作成し、法人に写しを交付するものとする。ただし、法人に対し検査結果を通知するまでの間に、指導事項の追加又は変

更が生じた場合は、実地検査指導事項票を差し替えることとする。

8 検査員は、実地検査終了後、検査員相互で調整を行った上で、当該法人の役員等に対して、実地検査指導事項票を用いて、検査結果を講評し、改善の必要な事項及び改善方法を口頭で指示するものとし、班長が全般にわたる事項及び担当検査事項について、他の検査員は自己の担当した個別事項について講評を行う。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合等は、実地での講評を行わず、法人の関係者を市が指定する場所に招致して行うことができるものとする。

9 検査員は、実地検査の効果を高めるために、必要に応じて、関係各課職員又は法人に関係する者に対し、当該検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができるものとする。

(一般監査後の取扱い)

第8条 検査員は、検査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合は、そのことを明確にした上で、市長へ報告するものとする。

2 市長は、前項の検討結果に基づき、指導監査結果を当該法人代表者あてに文書で通知するものとする。この場合において、ガイドラインに定める指摘基準に照らして文書指摘事項が認められるときは、問題点及び改善方法を具体的に通知するものとする。

3 一般監査をより効果的なものとするため、第1項の規定による報告及び前項の規定による結果通知は、実地検査終了後速やかに行うものとする。

4 市長は、一般監査結果の文書指摘事項について、当該法人代表者に対し、原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認するものとする。

5 市長は、前項の改善内容の確認に当たっては、改善状況報告書の提出時に、改善の事実を客観的に証明する書類の添付を求めるほか、必要と認める場合には、法人における改善状況の確認のため、法人の事務所等の実地において調査を行うものとする。

6 市長は、前項により改善内容を精査した結果、改善の措置が認められたとき又は改善中ではあるが措置が講じられる見込みがあるものと判断したときは、当該監査を終結するものとする。ただし、終結時において改善中の事項については、継続的に改善状況を確認し、指導を継続するものとする。

7 市長は、東京都（以下「都」という。）に対して一般監査の結果を通知するも

のとする。

- 8 市長は、度重なる一般監査によっても、改善の措置が認められないときには、特別監査の実施対象とするものとする。

(特別監査の実施)

第9条 市長は、特別監査を実施する場合は、一般監査に準じて、あらかじめ文書により通知するものとする。ただし、特別監査の目的及び効果を勘案し、必要と認める場合は、特別監査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができるものとする。

- 2 検査体制は、原則として課長に相当する職以上の者を班長とし、班長を含む係長職以下の職員（以下「特別監査検査員」という。）3人以上で検査班を編成するものとする。ただし、特別監査を実施するに当たっては、必要に応じて、関係各課職員の増員により弾力的な対応を図るものとする。

- 3 特別監査は、実地検査を行うほか、提出を命じた帳簿書類を持ち帰り確認する方法や当該法人の役員、職員等に対し出頭を求め質問するなど、効率的・効果的な方法を適宜用いて実施するものとする。

- 4 特別監査は、検査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性等の状況に応じ、苦情及び通報の情報や一般監査において確認した情報から疑われる、運営上の不正又は著しい不当行為の事実関係を的確に把握できるまで、継続的に実施するものとする。

- 5 特別監査検査員は、実地検査終了後、特別監査検査員相互で調整を行った上で、当該法人の役員等に対して検査結果を講評し、改善の必要な事項及び改善方法を口頭で指示するものとする。ただし、状況に応じて、実地での講評を行わず、法人の関係者を市が指定する場所に招致して行うことができるものとする。

- 6 特別監査検査員は、実地検査の効果を高めるために、必要に応じて、関係各課職員又は法人に関係する者に対し、当該検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができるものとする。

(特別監査後の措置)

第10条 特別監査検査員は、検査終了後、その概況を市長に報告し、必要に応じて関係各課と協議するものとする。

- 2 市長は、特別監査結果について、改善を要すると認められた事項については、一般監査後の取扱いに準じて当該法人代表者あてに理由を付して文書で通知する

ものとする。

- 3 市長は、特別監査結果の文書指摘事項について、当該法人代表者に対し、原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じ指導を継続するものとする。
- 4 市長は、改善報告書若しくは改善計画書が期限内に提出されないとき、又は前項の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、法の定めるところにより、改善勧告又は行政処分を行うための手続を進めるものとする。
- 5 市長は、法人が行う利用者支援に重大な影響が及んでいるなど緊急を要すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、直ちに法に基づく処分の手続を進めるものとする。

(外部有識者への相談)

第11条 市長は、指導監査を実施するに当たり、法律、会計等に関し重要な判断を要する場合は、各専門の有資格者相談を依頼し、その回答を参考に適正に執行するものとする。

- 2 市長は、一般監査の結果から重大又は悪質な違反行為が認められた法人に対し特別監査を実施するに当たっては、都に当該案件を相談し、専門的な助言を得たうえで、迅速かつ効果的な指導監査を実施するものとする。

(指導監査結果の活用)

第12条 指導監査の結果は、行政運営に資するため、関係各課に文書により提供するものとする。

(都との連携)

第13条 法人に対する指導監査の実施に当たっては、都が実施する当該法人が運営する法人所在地にある施設の指導監査と同日に実施するなど、都と必要な連携を行うものとする。

- 2 法人又は当該法人が運営する施設の指導監査結果等については、市と都が相互に、必要な情報の交換を行うものとする。

(指導監査情報の公開)

第14条 指導監査に関する情報は、個人情報など法令等の規定により不開示とされる場合を除き、公開に努めるものとする。

(要綱の適用除外)

第15条 他の要綱に定めのある指導監査並びに指導及び監査については、この要綱の適用を除外する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

付 則 (昭和25年羽福祉発第1471号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。